

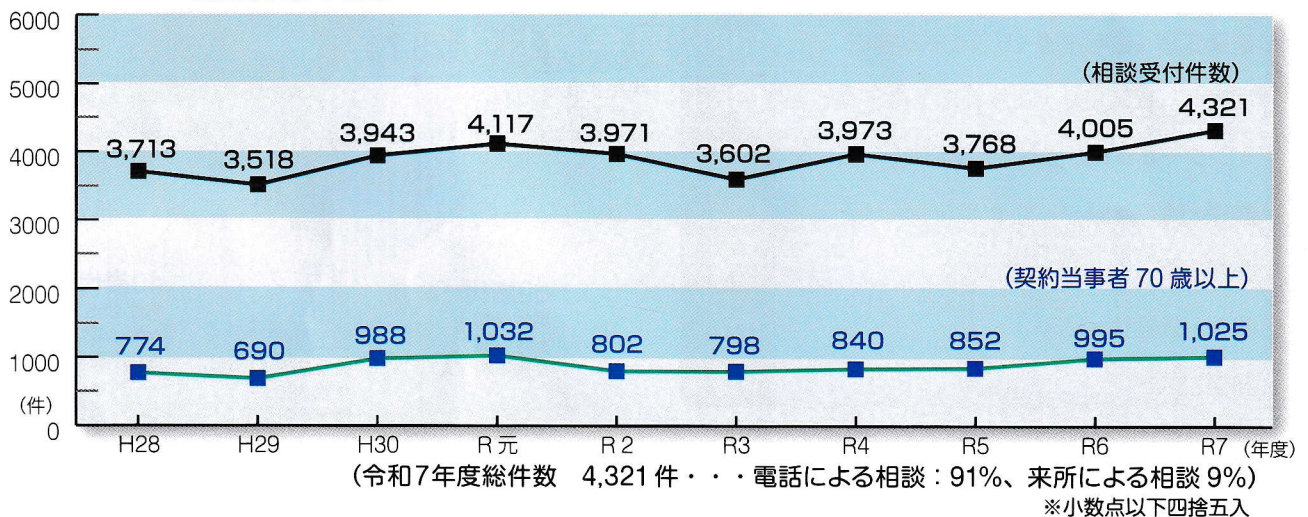
買い物やサービスの契約で困った時は 消費者センターをご利用ください

消費者からの商品やサービスの契約に関するトラブルの相談や問い合わせ、製品の安全性や品質・機能に関する疑問など、消費生活に関する様々な相談を専門の相談員がお受けしています。

- 杉並区在住・在勤・在学者ご本人とそのご家族やヘルパーの方など周囲の方が利用できます。
- 相談は無料（通信料はご負担ください）で、個人情報を守られます。
- **消費者の窓口**です。事業者の方の相談は対象外です。

令和 7 年度に寄せられた相談件数は 4,321 件と、前年に比べて 7.9% (316 件) 増加しました。契約当事者を年代別にみると、20 歳未満の相談件数は減少しましたが、その他の全ての年代で増加しています。そのことから、全体の相談件数は前年度より増加しています。特に 70 歳以上の占める割合は依然高く、23.7% (1,025 件) となっています。

▼ 相談件数の推移



ホームページで閲覧できる消費者センターの発行物

消費生活に関する相談をお受けしています。
お気軽にご相談ください。

杉並区立消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前 9 時～午後 4 時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3 は休み）

メニュー

- | | | | |
|-----------|------|------|----------|
| 消費者センターとは | お知らせ | 相談 | クーリング・オフ |
| 消費者講座 | 講師派遣 | 関連資料 | 役立つリンク集 |
| トピックス一覧 | | | |

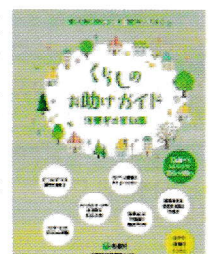


情報紙「くらしの窓すぎなみ」

隔月で発行しているこの情報紙です。最新情報をお届けするため、臨時号も毎月発行しています。

くらしのお助けガイド

契約など消費生活に関わりの深いテーマを取り上げ、情報をまとめました。困った時に解決の手助けとなるヒント集です。



令和7年度 消費生活相談の概要

相談の多い商品・サービスについては、「不動産貸借（賃貸住宅・マンション等）」が6年度に引き続き1位となり、相談件数も330件から437件に増加しています。主な相談内容としては、賃貸住宅の不具合に管理会社や不動産会社に対応してくれない、賃貸マンションを退去したが高額な原状回復費用を請求されている、賃貸住宅の更新時に家賃値上げの連絡を受けた、などが多くありました。

3位の「化粧品」は、6年度の相談件数140件（4位）から147件と増加しています。お試し商品の注文をしたはずが定期購入の申し込みになっていた、注文した覚えのないものが届いたなど、返品・返金に関する相談が多くありました。7位の「健康食品」についても、多くは気づかないうちに定期購入になっていたという相談です。

4位の「建築工事（住宅建築・リフォーム等）」は、相談件数が6年度137件（6位）から1件増えて138件となりました。依然として点検と称して業者が突然消費者宅を訪問し、リフォームや修理の契約をさせる商法（いわゆる点検商法）の相談が多く見られます。

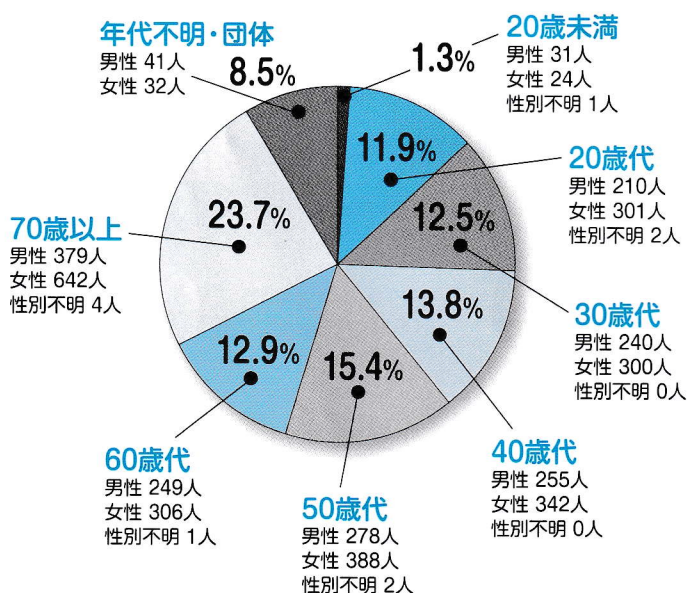
同じく4位の「医療サービス（美容医療等）」は、相談件数が6年度164件（3位）から138件に減少しました。相談内容は医療脱毛等を含む解約・返金トラブルに関するものが多くありました。

▼ 相談の多い商品・サービス

順位	商品・サービス名	件数
1	不動産貸借（賃貸住宅・マンション等）	437件
2	放送・コンテンツ（情報サイト・配信サービス等）	263件
3	化粧品	147件
4	建築工事（住宅建築・リフォーム等）	138件
4	医療サービス（美容医療等）	138件
6	インターネット通信サービス	126件
7	紳士・婦人洋服	124件
7	健康食品	124件
9	移動・通信サービス	107件
10	教室・講座	103件

▼ 契約当事者の性別・年代別件数

対象期間 令和7年4月～8年3月



消費者センターの講座・イベント

消費者講座 →P4をご覧ください。

くらしに役立つ身近なテーマを取り上げ、広報すぎなみ、区ホームページなどで開催をお知らせします。年1回規模を拡大し消費生活特別講座も行っています。

講師派遣（出前講座）

消費者被害の未然防止のため、区内の施設・事業所、学校等に無料で講師を派遣しています。おおむね10名以上の集まりでご利用いただけます。

パネル展示

井草地域区民センターまつりに消費者センターが参加します！

9月6日（日） 消費生活パネル展示／啓発チラシ・冊子・グッズの配布

